

埼玉県専門高校拠点校基本構想検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 埼玉県専門高校拠点校に係る基本構想の検討に当たり、学識経験を有する者及び学校関係者からなる埼玉県専門高校拠点校基本構想検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、埼玉県専門高校拠点校の設置に係る基本的事項について、検討を行うものとする。

(構成)

第3条 委員会は、学識経験を有する者及び学校関係者のうちから、埼玉県教育委員会教育長が依頼する別表1に掲げる委員18名以内で構成する。

2 委員会に、臨時委員を置くことができる。

(設置期間)

第4条 委員会の設置期間は、委員会が設置された日から平成30年3月31日までとする。

(会議の招集)

第5条 委員会の会議は、埼玉県教育委員会教育長が招集する。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会の会務を総括し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議の公開)

第7条 委員会の会議は、原則として公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(幹事会)

第8条 委員会に、検討事項をあらかじめ整理するため、幹事会を置く。

2 幹事会に、幹事長、副幹事長及び幹事を置く。

(1) 幹事長は、教育局教育総務部長をもって充てる。

(2) 副幹事長は、教育局教育総務部副部長をもって充てる。

(3) 幹事は、別表2に掲げる者をもって充てる。

3 幹事長は、幹事会を招集し、主宰する。

4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会議の議長は、幹事長とする。

(専門部会)

第9条 専門的な検討を要する事項について整理するため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(報告)

第10条 委員長は、検討結果を教育長に報告するものとする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、教育局教育総務部魅力ある高校づくり課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月21日から施行し、平成30年3月31日をもってその効力を失う。

別表 1

埼玉県専門高校拠点校基本構想検討委員会委員名簿

氏 名	所 属 等
有 信 睦 弘	理化学研究所理事
田 中 正 一	埼玉工業大学基礎教育センター教授
本 田 由 紀	東京大学大学院教育学研究科教授
山 口 宏 樹	埼玉大学学長
臼 倉 正 浩	株式会社しゅん・あぐり代表取締役
大 谷 義 武	武蔵コーポレーション株式会社代表取締役
椎 橋 章 夫	J R 東日本メカトロニクス株式会社代表取締役社長
仲 佐 千 恵 子	浦和工業高等学校 P T A 会長
渡 邊 恵	久喜工業高等学校 P T A 会長
杉 山 剛 士	高等学校長協会会長（浦和高等学校長）
竹 本 政 弘	農業高等学校長会会長（熊谷農業高等学校長）
宮 原 浩	工業高等学校長会会長（大宮工業高等学校長）
山 田 典 男	公立商業高等学校長会会長（深谷商業高等学校長）
土 橋 徹 嘉	中学校長会進路指導部副部長（朝霞市立朝霞第五中学校長）
河 村 瞳	越谷総合技術高等学校教諭
竹 前 泰 治	大宮工業高等学校主幹教諭
大豆生田 礼子	久喜市立栗橋西中学校教諭
羽入田 啓 史	上尾市立南中学校教諭

別表 2

埼玉県専門高校拠点校基本構想検討委員会幹事会幹事名簿

	職 名	氏 名
幹 事 長	教育局教育総務部長	柚 木 博
副幹事長	教育局教育総務部副部長	小 澤 健 史
幹 事	産業労働部産業支援課長	増 田 文 之
〃	産業労働部先端産業課長	高 橋 利 男
〃	産業労働部産業人材育成課長	吉 田 雄 一
〃	産業技術総合センター副センター長	正 能 修 一
〃	教育局県立学校部副部長	渡 邊 亮
〃	教育局市町村支援部副部長	関 口 睦
〃	教育局教育総務部教育政策課長	岡 部 年 男
〃	教育局教育総務部財務課長	清 水 匠
〃	教育局県立学校部県立学校人事課長	高 岡 豊
〃	教育局県立学校部参事兼高校教育指導課長	羽 田 邦 弘
〃	教育局市町村支援部義務教育指導課長	大根田 頼尚
〃	教育局教育総務部魅力ある高校づくり課長	浪 江 治